

# 水質汚濁防止法

福島県生活環境の保全等に関する条例

## 一届出案内一

(水質)

福島市

2018. 4

# 特定施設(排水指定施設)に関する届出等について

## I. はじめに

昭和46年6月24日から「水質汚濁防止法」が施行され、また、平成9年4月1日から「福島県生活環境保全等に関する条例」(以下、県条例という)が全面施行されました。

これらの法令は、工場、事業場から公共用水域に排出される水の排出や地下に浸透する水の浸透を規制し、公共用水域や地下水の水質汚濁の防止を図ることによって、人の健康を保護するとともに生活環境の保全等を図ることを目的のひとつとしています。

これらの法令に基づき、公共用水域に水を排出し法律に定める特定施設及び条例に定める排水指定施設(以下、特定(排水指定)施設という)を設置する場合や届出の内容を変更する場合には届出が必要となります。

特定(排水指定)施設を設置した工場及び事業場(以下、特定(排水指定)事業場という)から公共用水域に排出される水は、設置した施設や排出水の量(以下、排水量という)等に応じて規制され、排水基準に適合していない水を排出したり、排出された汚水等により人の健康に係る被害が生じた場合には、改善勧告及び改善命令等の必要な措置が講じられることとなります。

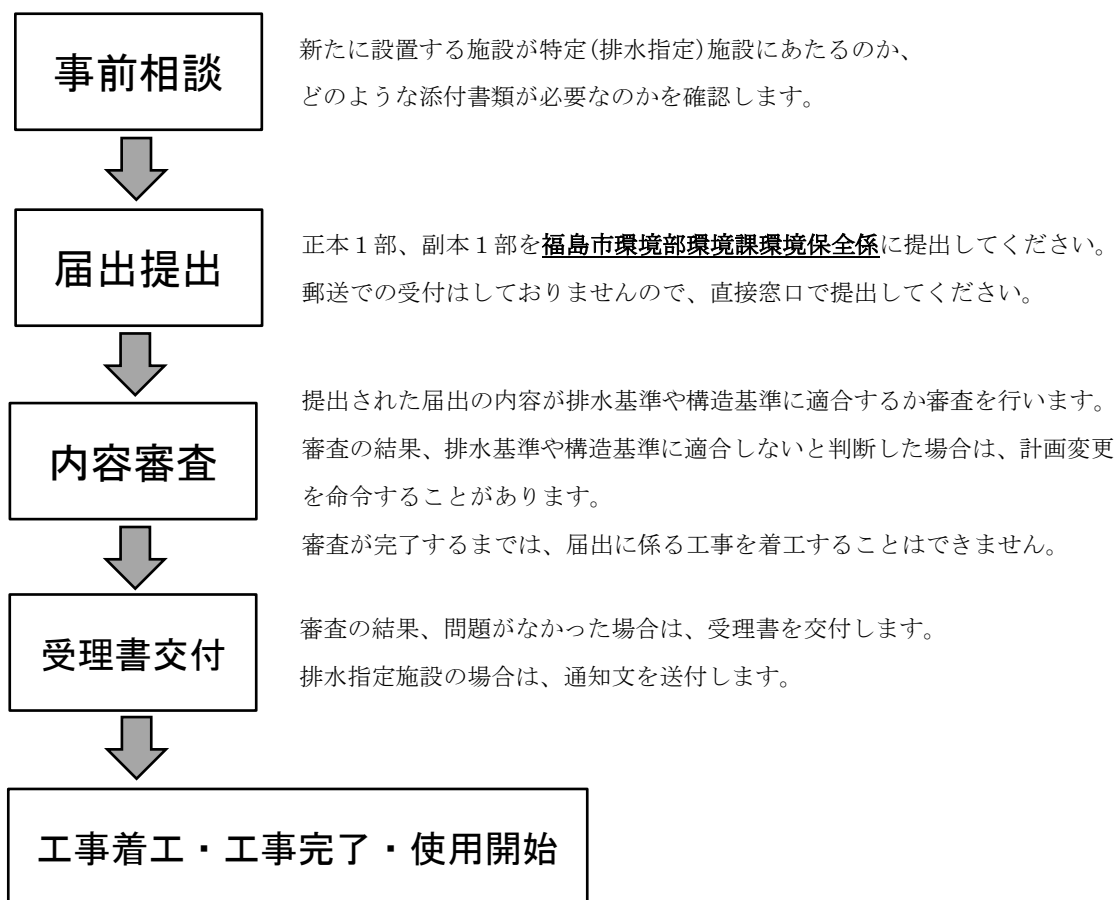
場合によっては、事業者の損害賠償の責任が問われることもありますので、排水基準を遵守してください。

## II. 届出について

### (1)届出の流れ(設置・変更届の場合)

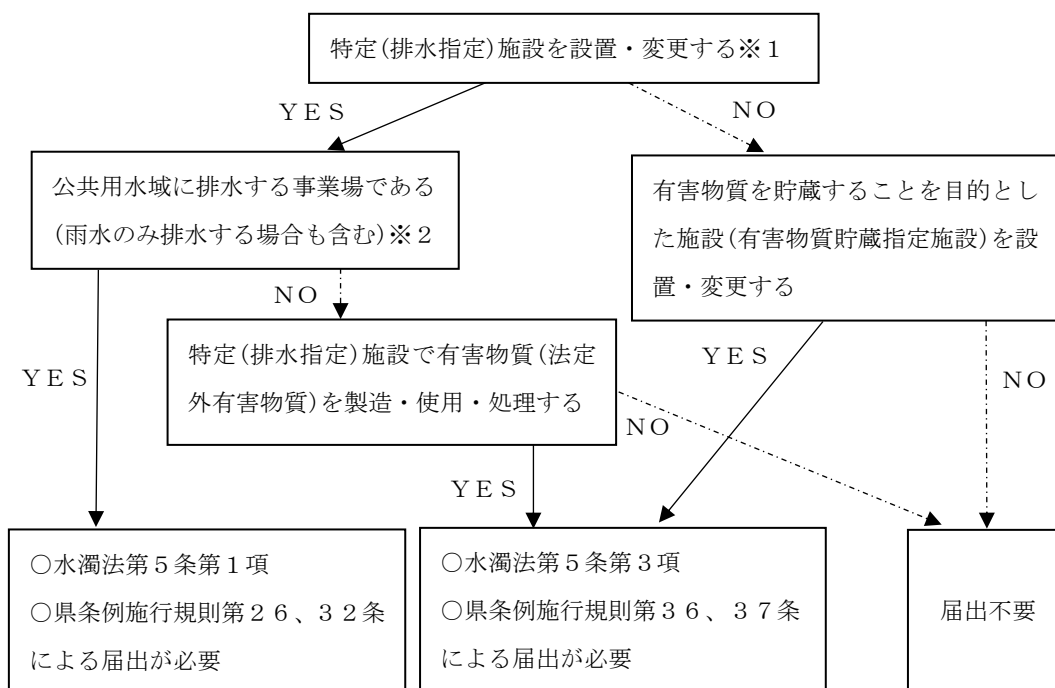
特定(排水指定)施設を設置したい場合の手続きの流れは次のとおりです。

特定(排水指定)施設等の設置や変更については、**工事着工の60日前**までに届出する必要がありますので余裕をもってご相談ください。



## (2)届出の要否について

以下のフローで届出の要否をご確認ください。



※1 特定施設とは水質汚濁防止法施行令別表第1(別表1)の施設のことです。  
排水指定施設とは、県条例第20条で定める施設(別表2)のことです。

※2 合流式下水道が整備されている区域については、公共用水域への排水が無いので届出は不要となります。  
分流式下水道の場合は、雨水等を公共用水域に排出することになるので届出が必要です。

1	カドミウム及びその化合物	10	テトラクロロエチレン	20	シマジン
2	シアン化合物	11	ジクロロメタン	21	チオベンカルブ
3	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	12	四塩化炭素	22	ベンゼン
4	鉛及びその化合物	13	1,2-ジクロロエタン	23	セレン及びその化合物
5	六価クロム化合物	14	1,1-ジクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
6	砒素及びその化合物	15	シス-1,2-ジクロロエチレン	25	ふっ素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	16	1,1,1-トリクロロエタン	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
		17	1,1,2-トリクロロエタン		
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	18	1,3-ジクロロプロペン	27	塩化ビニルモノマー
9	トリクロロエチレン	19	チウラム	28	1,4-ジオキサン

法定外有害物質一覧 (県条例施行規則第21条で定める物質)					
1	イソキサチオン	24	ペンディメタリン	47	ペルメトリン
2	ダイアジノン	25	ベンフルラリン (別名ベスロジン)	48	ベンスルタップ
3	フェニトロチオン (MEP)	26	メコプロップ (別名MCP)	49	ジフェノコナゾール
4	イソプロチオラン	27	アセフェート	50	シプロコナゾール
5	オキシ銅 (有機銅)	28	メタラキシル	51	シメコナゾール
6	クロロタロニル(TPN)	29	ジチオピル	52	チオフアネートメチル
7	プロピザミド	30	トリクロピル	53	チフルザミド
8	クロルピリホス	31	ピリブチカルブ	54	テトラコナゾール
9	トリクロルホン(DEP)	32	エトフェンプロックス	55	テブコナゾール
10	ピリダフェンチオン	33	チオジガルブ	56	トリフルミゾール
11	イプロジオン	34	アゾキシストロビン	57	バリダマイシン
12	エトリジアゾール (エクロメゾール)	35	イミノクタジン	58	ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)
13	キャプタン	36	プロピコナゾール	59	ベノミル
14	クロロネブ	37	ホセチル	60	ボスカリド
15	トルクロホスメチル	38	ポリカーバネート	61	エトキシスルフロン
16	フルトラニル	39	シデュロン	62	オキサジアルギル
17	ペンシクロン	40	ハロスルフロンメチル	63	オキサジクロメホン
18	メプロニル	41	フラザスルフロン	64	カフェンストロール
19	アシュラム	42	アセタミプリド	65	ジクロスルフアムロン
20	テルブカルブ (別名MBPMC)	43	イミダクロプリド	66	MCPAイソプロピルア ミン塩及びMCPAナトリ ウム塩
21	ナプロパミド	44	クロチアニジン	67	トリネキサパックエチル
22	プタミホン	45	チアメトキサム		
23	ベンスリド (別名SAP)	46	テブフェノジド		

### (3) 届出一覧

水質汚濁防止法に係る特定施設及び県条例に係る排水指定施設を設置もしくは変更、氏名等の変更、廃止、承継した場合には定められた様式による届出が必要となります。

種類	届出が必要な場合	必要な届出	根拠	提出期限
設置届	新たに特定(排水指定)施設、有害物質使用特定(排水指定)施設を設置する場合	特 <input type="checkbox"/> 特定施設設置届出 <input type="checkbox"/> 県条例に基づく特定施設設置届出	水濁法第5条1項 県条例施行規則第32条	工事着工の60日前まで
		排 <input type="checkbox"/> 排水指定施設設置届出	県条例施行規則第26条	
	新たに有害物質使用特定(排水指定)施設を設置し、排水を地下浸透させる場合	特 <input type="checkbox"/> 特定施設設置届出 <input type="checkbox"/> 県条例に基づく特定施設設置届出	水濁法第5条2項 県条例施行規則第36条	
		排 <input type="checkbox"/> 排水指定施設設置届出	県条例施行規則第36条	
	・新たに下水道合流区域に有害物質(法定外有害物質)使用特定施設を新設する場合 ・有害物質貯蔵指定施設を新設する場合	特 <input type="checkbox"/> 特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置届出 <input type="checkbox"/> 県条例に基づく特定施設設置届出	水濁法第5条3項 県条例施行規則第37条	
		排 <input type="checkbox"/> 県条例に基づく有害物質(法定外有害物質)使用排水指定施設設置届出	県条例施行規則第36条	
使用届	届出対象でなかった施設が、新たに特定(排水指定)施設に指定された場合	特 <input type="checkbox"/> 特定施設使用届出 <input type="checkbox"/> 県条例に基づく特定施設使用届出	水濁法第6条第1項 県条例施行規則第32条	新たに特定(排水指定)施設に指定された日から30日以内
		排 <input type="checkbox"/> 排水指定施設使用届出	県条例施行規則第26条	
構造等変更届	特定(排水指定)施設の届出内容のうち、以下の事項について変更が生じた場合  ①施設の構造及び使用の方法 ②施設から排出される汚水等の処理方法 ③排出水の汚染状態及び量 ④用水及び排水の系統	特 <input type="checkbox"/> 特定施設の構造等変更届出 <input type="checkbox"/> 県条例に基づく特定施設変更届出	水濁法第7条 県条例施行規則第32条	工事着工の60日前まで
		排 <input type="checkbox"/> 排水指定施設変更届出	県条例施行規則第26条	
氏名等変更届	特定(排水指定)施設の届出内容のうち、以下の事項について変更が生じた場合  ①特定(排水指定)施設の設置者の氏名(法人にあつては代表者の氏名)、名称、住所 ②特定(排水指定)施設を設置している工場又は事業場の名称及びその所在地	特 <input type="checkbox"/> 氏名等変更届出 <input type="checkbox"/> 県条例に基づく氏名等変更届出	水濁法第10条 県条例施行規則第33、38条	変更のあった日から30日以内
		排 <input type="checkbox"/> 県条例に基づく氏名等変更届出	県条例施行規則第29条	
廃止届	特定(排水指定)施設の使用を廃止した場合	特 <input type="checkbox"/> 使用廃止届出 <input type="checkbox"/> 県条例に基づく使用廃止届出	水濁法第10条 県条例施行規則第33、38条	使用を廃止した日から30日以内
		排 <input type="checkbox"/> 県条例に基づく使用廃止届出	県条例施行規則第29条	
承継届	特定(排水指定)施設を譲り受け又は借り受けした場合、あるいは相続又は合併があった場合	特 <input type="checkbox"/> 承継届出 <input type="checkbox"/> 県条例に基づく承継届出	水濁法第11条第3項 県条例施行規則第30、34条	承継があった日から30日以内
		排 <input type="checkbox"/> 県条例に基づく承継届出	県条例施行規則第30条	

※特：水質汚濁防止法に係る特定施設

排：県条例に係る排水指定施設

(4) 添付書類一覧

種類	必要書類
設置届 (水濁法第5条1項、 県条例26、32条) ※有害物質使用特定施設に 該当しない場合	<input type="checkbox"/> 届出様式
	<input type="checkbox"/> 付表
	<input type="checkbox"/> 別紙 水濁法第5条1項 別紙1～6(別紙5は除く)
	<input type="checkbox"/> 県条例第32条 別紙1～5(特定施設の場合は省略)
	<input type="checkbox"/> 生産工程図
	<input type="checkbox"/> 特定(排水指定)施設及び関連施設の配置図
	<input type="checkbox"/> 特定(排水指定)施設の構造
	<input type="checkbox"/> 汚水等の処理施設の構造
	<input type="checkbox"/> 用水及び排水の系統図
	<input type="checkbox"/> 公共用水域までの放流経路
設置届 ※有害物質使用特定施設に 該当する場合	<input type="checkbox"/> 上記書類
	<input type="checkbox"/> 床面や配管などの構造基準に関する書類
	<input type="checkbox"/> 構造基準に係る管理・点検マニュアル
設置届 (水濁法第5条2項、 県条例36、37条)	<input type="checkbox"/> 届出様式
	<input type="checkbox"/> 付表
	<input type="checkbox"/> 別紙 水濁法第5条2項 別紙7～11
	<input type="checkbox"/> 県条例第32条 別紙1～5(特定施設の場合は省略)
	<input type="checkbox"/> 生産工程図
	<input type="checkbox"/> 特定(排水指定)施設及び関連施設の配置図
	<input type="checkbox"/> 特定(排水指定)施設の構造
	<input type="checkbox"/> 用水及び排水の系統図
	<input type="checkbox"/> 汚水等の処理施設の構造
	<input type="checkbox"/> 地下浸透の方法に関する書類
設置届(水濁法第5条3項、 県条例36、37条)	<input type="checkbox"/> 届出様式
	<input type="checkbox"/> 付表
	<input type="checkbox"/> 別紙 水濁法第5条3項 別紙12～15
	<input type="checkbox"/> 生産工程図
	<input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設及び関連施設の配置図
	<input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設の構造(地下浸透の防止構造)
	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設の構造基準等に関する資料
	<input type="checkbox"/> 使用する薬品等のMSDSや成分表など

種類	必要書類	
使用届	<input type="checkbox"/>	設置届に同じ
構造等変更届	<input type="checkbox"/>	届出様式
	<input type="checkbox"/>	届出の概要（任意様式）
	<input type="checkbox"/>	別紙1～15のうち変更箇所(変更の前後がわかるもの)
	<input type="checkbox"/>	変更箇所に係る書類
氏名等変更届	<input type="checkbox"/>	届出様式のみ
廃止届	<input type="checkbox"/>	届出様式
	<input type="checkbox"/>	廃止する施設に係る書類(位置図等)
承継届	<input type="checkbox"/>	届出様式のみ

(5) 記載上の注意

業種等によって記載内容は異なりますが、下記に従い届出書及び付表の内容に沿って記載してください。

工場または事業場の名称及びその所在地	特定施設が設置されている工場又は事業場の名称及び所在地を記入すること
業種及び事業の内容(県条例)	「日本標準産業分類」による分類番号及び具体的な事業の内容を記入すること
特定(排水指定)施設の種類の	別表-1、別表-2による施設番号及び施設の種類の記入すること 例：4のイ 原料処理施設 6 7 洗浄施設
汚水等の量	①特定(排水指定)施設から排出される汚水等の量 ②それぞれの処理施設で処理される汚水等の量を様式に沿った内容で記入すること
汚水等の汚染状態	特定(排水指定)施設から排出される汚水等の汚染状態を記入すること
処理施設の種類の	特定(排水指定)施設及び特定(排水指定)事業場に設置されるその他の施設から排出される汚水等を処理する施設の種類の記入すること
処理施設に関連する施設の種類の	処理施設により処理される汚水等を排出する施設の種類の記入すること
汚水等の水質	処理施設により処理される汚水等について、流入水及び処理水の水質を記入すること
使用水量	特定(排水指定)事業場で使用するすべての水について、使用する水及びそれらの用途ごとにそれぞれ水量を記入すること
総排水量	特定(排水指定)事業場から排出される水の総量を記入すること
各排水口における排出水の汚染状態	排水口ごとの排水量及びそれらの水質についてそれぞれ記入すること

### 水質汚濁の防止や規制及び届出に関する問い合わせ先

本書の内容、法律・条例による規制及び届出の詳細等について不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

福島市 環境部 環境課 環境保全係 ☎ 代表 024-535-1111 内線3720  
直通 024-573-2557